

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 6 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校給食従事者におけるマスクの着用及び手指の消毒について

令和 2 年 3 月 2 5 日付で、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長から、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛てに、「食品等事業者によるマスクの着用及び手指の消毒について」（薬生食監初0325第 1 号）が通知されています。

上記通知の趣旨を踏まえ、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴いマスク及び消毒用アルコールが不足している状況においては、学校給食従事者について下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に御対応いただくようお願いします。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いします。

記

1 マスクについて

調理及び配食を行う学校給食従事者がマスクを着用するのは、口からの飛沫や鼻腔の微生物が手指や食品に付着し食品等を汚染するのを防ぐためであり、紙マスク等の使い捨てのマスクである必要はなく、布マスク等当該目的を達成できる機能を有するものを代替して差し支えないこと。

2 アルコールについて

学校給食の調理に当たっては、次に定める場合に手指の洗浄及び消毒が必要とされているところ、消毒用アルコールが入手困難な場合は、手指の洗浄を徹底するとともに使い捨て手袋を着用するなどにより、衛生管理を確保すること。

- ・作業開始前
- ・用便後
- ・汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する前
- ・食品に直接触れる作業の開始直前
- ・生の食肉類，魚介類，卵，調理前の野菜類等に触れ，他の食品及び器具等に触れる前

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校給食係
電話：03(5253)4111（内線 2694）
E-Mail：shoku@mext.go.jp



事 務 連 絡

令和 2 年 3 月 25 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

食品等事業者によるマスクの着用及び手指の消毒について（情報提供）

平素より厚生労働省の食品安全行政の推進につきまして御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、別添のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長名で各都道府県等衛生主管部（局）長あてに通知を発出いたしましたので、今後の執務の参考のため情報提供します。



薬生食監発 0325 第 1 号
令和 2 年 3 月 25 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

食品等事業者によるマスクの着用及び手指の消毒について

食品等事業者が実施する衛生管理の実施については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。）第 50 条第 2 項の規定に基づき条例により定められる衛生管理の基準において、マスクの着用及び手指等の消毒の実施が求められている場合が多くあるものと承知しています。

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、マスク及び消毒用アルコールが不足している状況であることを踏まえ、食品等事業者のマスクの着用及び手指等の消毒については、食品衛生上の危害の発生防止に十分留意しつつ、下記に掲げる事項を貴管下の食品等事業者に迅速に周知し、適切に指導いただくようお願いします。

記

1 マスクについて

- (1) マスクの着用については、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から、食品の製造・加工施設において未包装の調理済食品を取り扱う等食品衛生上のリスクの高い作業に従事する者がマスクを着用していれば差し支えなく、全ての従業員に対してその着用を求めるものではないこと。このため、マスクが不足している場合は、食品衛生上のリスクの高い作業に従

事する者に優先的にマスクの着用を求め、必要な衛生管理を確保すること。

- (2) 食品等事業者が着用するマスクは、くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ等食品衛生上の危害の発生を防止することに資するものであれば、紙マスク等の使い捨てのマスクである必要はなく、布マスク等くしゃみ又は咳の飛沫を防ぐ目的を達成できる機能を有するものを代替して差し支えないこと。

2 アルコールについて

- (1) 手指の消毒が必要なときは、用便後、生鮮の原材料や加熱前の原材料を取り扱う作業を終えた後等食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な場合であること。また、必要に応じて使い捨て手袋を着用するなどにより、衛生管理を確保すること。
- (2) 施設設備及び機械器具の消毒においても、次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）、熱湯蒸気等により消毒を行うことが可能であること。

3 その他

1及び2に掲げる事項は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）による衛生管理基準（以下「新基準」という。）と整合的であり、新基準が適用される期日（令和3年6月1日）以降も同様の運用を行うことが可能であること。

（問い合わせ先）

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

担当：福島、奥藤、中村、福田

TEL：03-3595-2337